平成２７年（フ）第６６２号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1510号
債務者　旭　　善久
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６３号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1510号
債務者　旭　栄美子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１９号
兵庫県三木市志染町青山４丁目５番地の11
債務者　井波　友秀
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２０号
兵庫県三木市志染町青山４丁目５番地の11
債務者　井波　美香
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４７号
秋田県横手市安田字堂山171番地
債務者　近野　　力
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３４１５号
大阪市東淀川区東中島５丁目１番５号　国本エレガンス新大阪　306号
債務者　馬場美登利
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６５号
大阪府寝屋川市黒原城内町20番12号
債務者　西影　信二
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９７号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番６―207号
債務者　ＣＨＥＮＧ　ＣＨＩＮ　ＳＥＮ　鄭　錦森
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５３号
大阪市大正区泉尾１丁目38番10号
債務者　山下加代子（旧姓古畑）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７７９号
大阪府箕面市小野原東４丁目15番８号（101号）
債務者　井原　啓介
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３３号
大阪市北区長柄東１丁目４番24―709号
債務者　岸岡　寿明
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４２号
大阪市北区菅栄町４番８号　ゴールデンハウス菅北　17号室
債務者　岡崎　英雄
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６号
函館市美原２丁目３番４―403号　サントヴィラージュ美原
債務者　高見　信治
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８７号
佐賀県伊万里市南波多町府招1119、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1060番地１
債務者　中里貴美子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市立花町3459番地３
債務者　明石　秀明
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9605番地３
債務者　小池　美加
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部